

北海道創生・海外留学支援協議会規約

(名称)

第1条 本会は、北海道創生・海外留学支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域の産学官が互いに連携を深めながら、大学生等に対して海外留学等の機会を提供することで、グローバルな素養を持ちながら、将来の北海道の力強い地域経済の確立や地域社会の活性化に貢献する人材の育成を目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 北海道未来人材応援事業（学生留学コース）
- (2) その他当該事業の実施に必要な取組

(構成)

第4条 協議会は、本会の目的や事業に賛同する別紙1に定める産学官等の団体で構成する。
2 協議会の事業運営にあたっては幹事会を設置する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。
2 会長は、協議会を総括する。
3 会長は、必要に応じて協議会を招集する。
4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
5 会長は、北海道総合政策部グローバル戦略推進監をもって充てる。

(事務局長)

第6条 協議会に事務局長を置く。
2 事務局長は、本会の事務処理を統括し、会長が欠席の際には代理として運営にあたる。
3 事務局長は、北海道総合政策部国際局外国人材担当局長をもって充てる。

(地域コーディネーター)

第7条 協議会に地域コーディネーターを置く。
2 地域コーディネーターは、海外留学のコーディネート、事前オリエンテーション、インターンシップの実施などプログラムの企画・実施等を担当し、事業の円滑な運営を担う。
3 地域コーディネーターは、学識者、北海道総合政策部国際局国際課外国人材担当課長をもって充てる。

(会務)

第8条 協議会は、次の事項を審議する。
(1) 協議会の規約の制定及び改廃に関すること
(2) 事業計画及び収支計画に関すること
(3) 会長が必要と認めた事項
2 議事は、協議会での審議を踏まえながら、会長が決する。
3 幹事会は、別紙1に定める産学官等の団体及び地域コーディネーターで構成し、事業計画、事業プログラムの策定及び実施、審査選考等の事業全般に係る事項を協議し事業運営を行う。
4 幹事会に幹事長を置き、幹事会を総括する。
5 幹事長は、協議会の事務局長をもって充て、必要に応じて幹事会を招集する。
6 幹事会が行う事業運営に必要な事項は、幹事会の協議を踏まえながら幹事長が定める。

(経費)

第9条 学生の留学等に要する経費は、交付金及び寄附金、負担金等によるものとする。
2 学生を派遣する大学等は、協議会の運営に要する経費について、派遣学生数に応じて一定額を負担する。

(事務局)

第10条 協議会及び幹事会の事務局は、北海道総合政策部国際局に置き、事務管理、事業運営の調整等を実施する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項に関しては、会長が別に定める。

- 2 会長及び幹事長は、会議の招集が困難なとき、招集に代えて書面等によって意見を求めるなどの協議及び決定等を行うことができる。
- 3 産学官等の団体から協議会への入会又は退会の申出があった場合には、会長が承認した後、協議会の構成団体に対して報告する。
- 4 協議会で実施する本事業は、北海道が設置した基金を活用して実施する北海道未来人財応援事業における学生留学コースとして、幹事会は、当該事業の推進体制である学生留学部会として位置づけるものとする。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年2月8日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成29年4月10日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成29年4月21日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成29年11月30日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成30年2月8日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成30年3月27日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成30年10月9日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成31年4月11日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和元年11月5日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和2年4月14日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和3年4月14日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和5年4月24日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和5年6月1日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規約は、令和6年4月9日から施行する。

北海道創生・海外留学支援協議会 構成団体一覧

区 分	協 議 会	幹 事 会
企業、経済団体 (5)	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌商工会議所 ・サッポロビール(株) ・(株)JTB ・(株)北洋銀行 ・(株)北海道銀行 	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌商工会議所 ・サッポロビール(株) ・(株)JTB ・(株)北洋銀行 ・(株)北海道銀行
高等教育機関 (42)	<p>(1) 大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小樽商科大学 ・北海学園大学 ・北海道科学大学 ・北海道教育大学 ・北海道大学 ・酪農学園大学 ・育英館大学 ・帯広畜産大学 ・北見工業大学 ・釧路公立大学 ・公立はこだて未来大学 ・札幌学院大学 ・札幌国際大学 ・札幌市立大学 ・札幌大学 ・星槎道都大学 ・千歳科学技術大学 ・天使大学 ・東京農業大学オホーツクキャンパス ・名寄市立大学 ・日本医療大学 ・函館大学 ・藤女子大学 ・北翔大学 ・北星学園大学 ・北洋大学 ・北海道情報大学 ・北海道文教大学 ・室蘭工業大学 <p>(2) 短期大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・國學院大學北海道短期大学部 ・札幌国際大学短期大学部 ・札幌大学女子短期大学部 ・北翔大学短期大学部 ・北星学園大学短期大学部 ・北海道武蔵女子短期大学 <p>(3) 専修学校(専門課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帯広調理師専門学校 ・札幌 YMCA 英語コミュニケーション専門学校 ・北都保健福祉専門学校 <p>(4) 高等専門学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旭川工業高等専門学校 ・釧路工業高等専門学校 ・苫小牧工業高等専門学校 ・函館工業高等専門学校 	<p>(1) 大学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小樽商科大学 ・北海学園大学 ・北海道科学大学 ・北海道教育大学 ・北海道大学 ・酪農学園大学
地方公共団体 (2)	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市 ・北海道 	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市 ・北海道